

# 公益財団法人東京防災救急協会評議員会運営規則

制定 平成21年7月22日

改正 平成22年7月7日(い)

## (目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、この法人の評議員会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

## (評議員会の種類)

第2条 定款第16条に定める定期評議員会のほか、必要がある場合に開催する評議員会を臨時評議員会とする。

## (評議員会の招集手続の省略) (い)

第3条 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第182条の規定にかかわらず、評議員会は評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員から開催に同意する旨及び署名又は記名、押印した書面で記録しなければならない。

## (決議事項)

第4条 評議員会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び定款第15条で定めるもののほか、次の事項を決議する。(い)

- (1) 役員報酬等に関する規程の改正及び廃止
- (2) 評議員及び役員費用弁償に関する規程の改正及び廃止

## (決議の省略)

第5条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。(い)

## (報告の省略)

第6条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

## (議事録等)

第7条 定款第20条で定める評議員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。(い)

2 前2条の規定により、評議員会の決議又は報告があったものとみなされた場合については、その経過及び結果等を明らかにした記録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。(い)

(議事録の配布)

第8条 理事長は、評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を報告しなければならない。

(事務局)

第9条 評議員会の事務局は、総務部総務課がこれに当たる。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成21年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、公益財団法人東京防災指導協会と公益財団法人東京救急協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。